

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

令和7年4月1日
三宅村公営企業管理者 山高 亜紀子

当村は、旅客自動車運送事業者として「安全運行」と「良質のサービスの提供」を通して地域社会に貢献し、輸送の安全を確保するため、安全方針及び輸送の安全に関する目標を定め、全職員が一丸となり、輸送の安全の確保に取り組めます。

1 安全方針

私たちは、どなたでも安心してご利用いただける村営バスを目指して、次のことに取り組めます。

- ① 安全最優先を徹底します。
- ② 輸送の安全に関する法令・規則等のルール、手順を守ります。
- ③ 安全を守るための取り組みについて、絶えず見直し、改善・実行します。
- ④ 常に情報を共有し、事故の芽を摘み取り、安全第一の職場を全職員で築きます。

2 安全目標

① 事故の抑止

自動車事故報告規則（昭和二十六年十二月二十日運輸省令第百四号）第2条に（以下「規則」という。）定める事故発生をゼロとする事を目標とする。

② インシデントの抑止

規則で定める事故以外の軽微な事故（以下「インシデント」という。）の発生件数は前年度比50%減少させることを目標とする。令和6年度インシデント発生件数は0件であった。よって目標数値は0件以下とする。

③ 路上故障の抑止

車両の路上における故障発生件数の抑止目標を前年度比50%減少させることを目標とする。
令和6年度における路上での故障件数は0件であった。よって目標数値は0件以下とする。

④ 作業中のケガの抑止

乗務以外の作業中におけるケガの件数を0件とする。

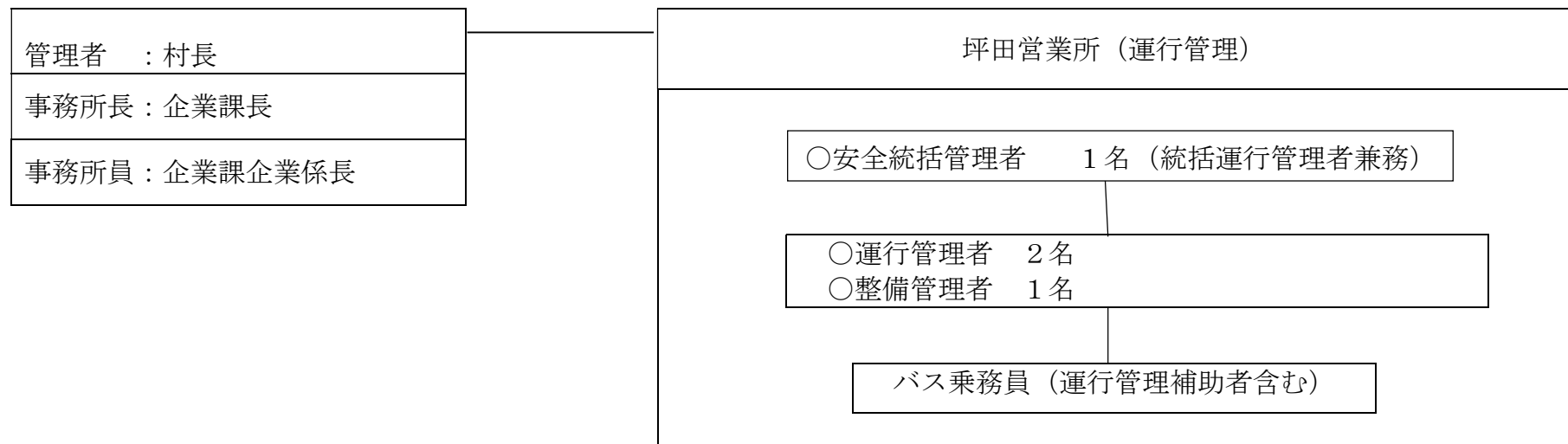
⑤ 体調不良による運行の中断の抑止

体調管理・健康管理の促進のため、体調不良による運行の中断を0件とする。

3 安全計画

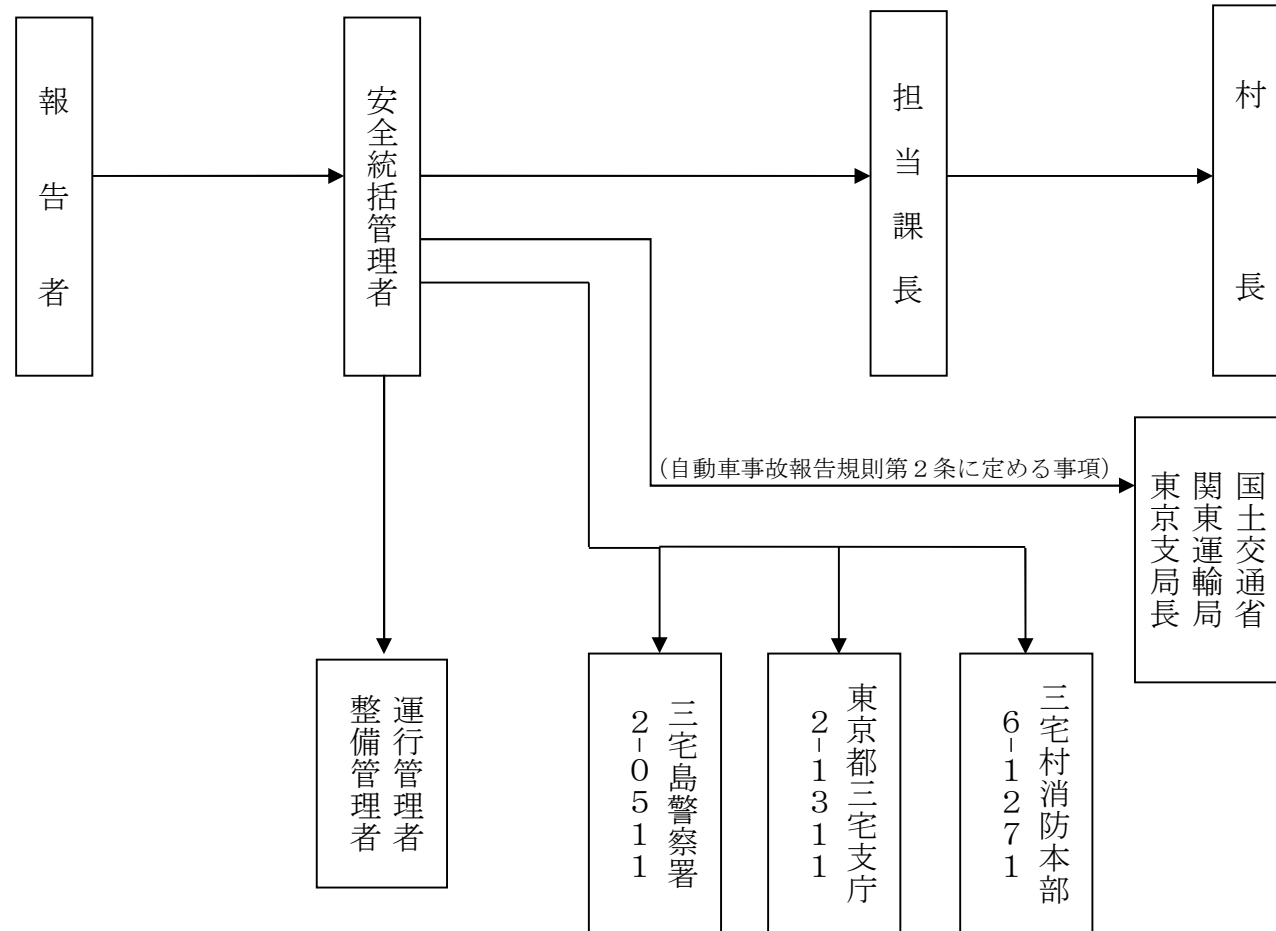
項目	期間	内容
事故の抑止	上半期	年度当初における乗務員安全教育
	下半期	上半期の実績を踏まえ下半期乗務員安全教育
		年末年始輸送安全総点検に係る乗務員安全教育
インシデントの抑止	通年	月次の安全教育の実施（毎月実施）
路上故障の抑止	第1四半期	定期点検による車両保全
	第2四半期	定期点検による車両保全
	第3四半期	定期点検による車両保全
	第4四半期	年末年始輸送安全総点検に係る重点整備 定期点検による車両保全

4 組織体制



5 報告連絡体制

三宅村営バスにおける事故、災害等及び輸送の安全に関する報告連絡体制は次のとおりとします。



6 輸送の安全に関する目標の達成状況及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

① 令和6年度安全目標の達成状況

- ・ 事故の防止 0件
- ・ インシデントの抑制 0件
- ・ 路上故障の抑止 0件
- ・ 作業中のケガの抑止 0件
- ・ 体調不良による運行の中断の抑止 0件

② 自動車事故報告規則第2条に定める事故件数

- ・ 令和4年度 該当なし
- ・ 令和5年度 該当なし
- ・ 令和6年度 該当なし

7 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

① 安全教育

- ・毎月1回、運行管理者による安全教育を実施し、事故防止に向けた話し合いを行います。
- ・事故や災害時を想定し、救命救急講習等を受講します。

② 設備投資等の実績

令和6年度の輸送の安全に関する投資の実績は以下のとおりです。

- ・車両の更新（新車1両購入）・・・・・・・・約30,152万円
- ・職員の教育、研修に関する費用・・・・・・・・約44万円
- ・職員の健康管理に関する費用・・・・・・・・約15万円
- ・輸送の安全に関する備品等・・・・・・・・約166万円

③ 設備投資等の予算

令和7年度の輸送の安全に関する投資の予算は以下のとおりです。

- ・車両の更新（新車路線車両購入）・・・・・・・・約30,385万円
- ・職員の教育、研修に関する費用・・・・・・・・約45万円
- ・職員の健康管理に関する費用・・・・・・・・約26万円
- ・輸送の安全に関する備品等・・・・・・・・約100万円

④ 安全運動等

- ・春の交通安全運動（4月）
- ・秋の交通安全運動（9月）
- ・年末年始輸送安全総点検（12月・1月）

⑤ セーフティバス認定申請

- ・貸切バス事業者安全性評価認定制度更新（令和6年度）

⑥ 直近5年間の運輸安全マネジメント評価の実施状況 ○（令和3年度）

⑦ 直近5年間の民間指定機関における運輸安全マネジメント認定セミナーの受講 ○（令和6年度）

8 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況（令和6年度）

① 安全教育

- ・ 毎月1回、安全教育を実施
- ・ 年2回、ドライブレコーダーを使用した教育を実施

② 外部研修

- ・ NASVA 安全マネジメントセミナー受講（オンライン）
- ・ 安全運転管理者講習受講（オンライン）

9 安全管理規定

国への届出 済 ホームページに掲載しております。

10 安全統括管理者に関する情報

梶野 亜喜史（企業課統括運行管理者：令和5年4月1日選任）

1 1 輸送の安全に関する内部監査

安全統括管理者は、自ら又は自らが指名する者を実施責任者として、安全管理マネジメントの実施状況を点検するため、1年に1回以上、適切な時期を決めて輸送の安全に関する内部監査を実施いたします。

令和6年度

- ・実施回数 1回
- ・実施日 令和7年3月4日
- ・対象者 代表者、安全統括管理者、運行管理者、事務
- ・監査結果 チェックリストに基づき下記項目の監査を実施し、全体的に適正。
 - (1)安全マネジメントの取り組み状況
 - (2)帳票類の記載・保存管理
 - (3)勤務時間・乗務時間
 - (4)休憩室・仮眠室の管理
 - (5)車両の定期点検整備
 - (6)点検整備記録簿の作成保存
 - (7)運送引受書の作成・交付・保存
 - (8)運賃の上限下限の順守